

社会福祉法人群馬厚生会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人群馬厚生会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
- (3) 報酬とは、この法人の職務遂行における対価をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人の役員及び評議員に対し、職務遂行の対価として報酬を支給できる。

2 役員の報酬は日額とし、理事会及び監事会の出席などの職務に従事したときに、その都度支払うことができる。

3 評議員には、定款第9条に定める範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬額の設定)

第4条 この法人の役員の報酬日額は、別表第1「役員の報酬日額」のとおりとする。

2 評議員の報酬日額は、別表第2「評議員の報酬日額」のとおりとする。

(費用の支払い)

第5条 この法人の役員及び評議員がその職務の執行にあたって費用を負担し、又は負担した費用については、その請求があったときには速やかに支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものと

する。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める者とする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月16日から施行する。
- 2 社会福祉法人群馬厚生会役員等の報酬規程（平成29年1月24日）は廃止する。
- 3 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別表第1) 役員報酬日額

理事長	日額	10,000円（但し、月額50,000円を上限とする）
理 事	日額	5,000円
監 事	日額	5,000円

(別表第2) 評議員報酬日額

評議員会出席の都度 日額 5,000円